

○山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令

〔平成13年7月26日
本部訓令第15号〕

[沿革] 平成16年3月本部訓令第6号

平成17年3月本部訓令第3号

平成19年7月本部訓令第12号

平成23年4月本部訓令第10号

平成27年3月本部訓令第4号

山梨県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成3年山梨県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 委員会（第7条－第12条）

第3章 警察情報管理システムの開発等（第13条－第21条）

第4章 処理情報の利用制限等（第22条－第25条）

第5章 不正アクセスの防止等（第26条－第28条）

第6章 警察情報管理システムの維持管理（第29条－第33の3条）

第7章 事故発生時の措置（第34条・第35条）

第8章 業務の委託及び外部からの要員の受入れ（第36条・第37条）

第9章 警察情報管理業務監査（第38条）

第10章 補則（第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、山梨県警察における警察情報管理システムに関し、そのシステムの設計並びに運用及び維持管理に関する基本事項を定めることにより、警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、警察情報管理システムによる適用業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（準拠）

第2条 警察情報管理システムの運営については、警察庁の業務実施通達その他別に定めがある場合を除き、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察情報管理システム 警察業務の効率化又は高度化を図るため山梨県警察が設置するシステムであつて、電子計算機、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを情報の管理を行うために組み合わせたものをいう。
- (2) 電子計算機 汎用電子計算機、サーバ並びにネットワーク上で運用及び維持管理する必要のある電子計算機のことをいう。
- (3) 端末装置 電子計算機にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。
- (4) 適用業務 警察情報管理システムを使用し、継続して行う情報処理業務で、山梨県警察本部長(以下「本部長」という。)が指定する業務をいう。
- (5) システム設計 適用業務を開発し、又は変更しようとする場合において、当該適用業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。
- (6) アクセス 警察情報管理システムにデータを入力し、又は警察情報管理システムからデータを出力することをいう。
- (7) アクセス権者 アクセスを行う権限を与えられた者をいう。
- (8) アクセス範囲 アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。
- (9) 認証情報 ユーザID、パスワード、個人に特有の生体的特徴その他アクセス権者を識別するための情報をいう。
- (10) 認証用媒体 認証情報を記録した媒体をいう。
- (11) ユーザID アクセス権者を識別するためにアクセス権者ごとに一意に付与された文字列をいう。
- (12) パスワード 警察情報管理システムを利用しようとする者がアクセス権者本人であるかどうかを検証するため、ユーザID、個人に特有の生体的特徴その他のアクセス権者を識別するための情報と組み合わせて用いられる文字列をいう。
- (13) コード 情報処理を容易にするため一定の用語を一定の記号に置き換えて表現することを定めた記号群をいう。
- (14) 照会 警察情報管理システムを構成する電子計算機に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該電子計算機に記録された事項の内容に関する情報を得るために、警察情報管理システムを利用するることをいう。
- (15) 照会者 照会を行う者をいう。

(16) 入力資料 警察情報管理システムを構成する電子計算機により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(17) 出力資料 警察情報管理システムを構成する電子計算機により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(18) システムドキュメント 警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。

ア システム仕様書

イ システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

ウ プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）

エ プログラムリスト

オ 操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

(19) 取扱説明書 警察情報管理システムを利用する者が適用業務を行う上で参考する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

(20) 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

(21) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、電子計算機処理を行うため電磁的に記録されたものをいう。

(22) 処理情報 個人情報ファイルに記録されている個人情報をいう。

（基本方針）

第4条 警察情報管理システムのシステム設計、運用及び維持管理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について警察情報管理システムの活用を図ること。

(2) 関係部門相互の協力体制を確保し、警察情報管理システムの適正かつ円滑な運営に努めること。

(3) 警察情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

(適用業務の基準)

第5条 警察情報管理システムの対象とする適用業務は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 警察資料を記録して検索を行う照合業務
- (2) 調査、集計、分析及び利用を必要とする統計業務
- (3) 施策の合理化及び高度化のために必要な資料の解析を行う業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、適用業務とすることによって事務能率が著しく増進される業務など特に適用業務とする必要性が認められる業務

(管理体制)

第6条 警察情報管理システムの有効性の向上と安全性を確保するため、山梨県警察にシステム総括責任者、システム責任者、業務主管課長、運用管理者及び運用管理補助者を置く。

- 2 システム総括責任者は、警務部長をもって充て、警察情報管理システムについて、その運用、システム設計及び維持管理に関する事務を総括することを任務とし、運用管理者からのアクセス権の申請に基づき、アクセス権を承認し、付与するものとする。
- 3 システム責任者は、システム総括責任者を補佐するものとし、警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）をもって充てる。
- 4 業務主管課長は、警察情報管理システムの適切な運用を図るとともに、適用業務の機能要件の検討、実施方法の策定及び指導並びに実施に関する事務を総括することを任務とし、適用業務を主管する所属の長をもって充てる。
- 5 運用管理者は、警察情報管理システムの処理に係るアクセス権の申請及び個人情報の適正な取扱い並びにシステムドキュメント等の亡失等の防止その他適用業務の適性かつ円滑な実施を確保するため必要な事務を処理するものとし、個人情報に係る適用業務を行う所属の長をもって充てる。
- 6 運用管理補助者は、運用管理者を補佐し、各所属における次に掲げる業務を行うものとし、各所属の次席、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長をもって充てる。
 - (1) 警察情報管理システムの運用管理
 - (2) 個人情報照会記録、個人情報入力資料及び出力資料、電磁的記録、システムドキュメント並びに取扱説明書の取扱いに関すること。
 - (3) 端末装置の設置場所及び適正な運用に関すること。
 - (4) 認証情報並びに認証用媒体の取扱い、アクセスに関する記録等の確保に関すること。

(委員会の設置)

第7条 山梨県警察本部に山梨県警察警察情報管理システム運営委員会（以下「委員会」という。）

を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、警務部長とし、委員には次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務室会計課長
 - (2) 警務部警務課長
 - (3) 警務部情報管理課長
 - (4) 生活安全部生活安全企画課長
 - (5) 刑事部刑事企画課長
 - (6) 交通部交通企画課長
 - (7) 警備部警備第一課長
 - (8) その他委員長が指名する者

(委員会の任務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 警察情報管理システムの運用及び維持管理の基本計画に関すること。
- (2) 警察情報管理システムの導入に関すること。
- (3) 適用業務の開発、大規模な変更及び廃止に関すること。
- (4) 警察情報管理システムにおける個人情報の適切な管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認められる事項

(会議)

第9条 委員会は、必要的都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第10条 委員会の下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、情報管理課長とし、幹事には次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務室会計課次席
 - (2) 警務部警務課次席

- (3) 警務部情報管理課次席
- (4) 生活安全部生活安全企画課次席
- (5) 刑事部刑事企画課次席
- (6) 交通部交通企画課次席
- (7) 警備部警備第一課次席
- (8) その他幹事長が指名する者

- 4 幹事会は、必要な都度、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、委員会に付議する事項の事前審査及び委員長が指示する事項の調査、審議等を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
- 6 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

第11条 幹事長は、第8条第3号に関する委員会の審議が実施される場合は、当該審議に先立ち、幹事会において次の各号に掲げる事項を検討し、委員会に報告するものとする。

- (1) 個人情報ファイルを保有する場合は、事務遂行上の必要性及び保有目的の特定に関する事項
- (2) 個人情報ファイルの記録事項と保有目的の達成に必要な事項の保有限度に関する事項
- (3) 適用業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項
- (4) 必要な人員及び経費に関する事項
- (5) 安全性の確保に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適用業務の運用に関する事項

(庶務)

第12条 委員会及び幹事会の庶務は、警務部情報管理課において行うものとする。

第3章 警察情報管理システムの開発等

(適用業務の申請)

第13条 所属長は、新規に適用業務とすることが必要と認めるものがあるときは、本部長に当該適用業務の開発を申請し、指定を受けるものとする。

(プロジェクトチームの編成等)

第14条 システム責任者及び業務主管課長は、適用業務の開発又は大規模な変更が決定されたときは、プロジェクトチームの編成など必要な措置を講じ、システムの開発又は変更に当たるものとする。

(システム設計の検討事項)

第15条 警察情報管理システムのシステム設計を行う場合は、システム責任者又は業務主管課長は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について検討を行わなければならない。

- (1) 適用業務を新設し、又は変更する必要性
- (2) 適用業務の実施による警察事務全般への影響
- (3) システム設計及び適用業務の実施に必要な人員、組織及び経費
- (4) 適用業務の実施に当たり必要な安全性の確保
- (5) その他適用業務の実施に関する事項

(システム設計の基本的原則)

第16条 システム設計に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 情報処理の正確性及び適時性の確保
- (2) 障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保
- (3) 関連業務との整合性
- (4) 情報セキュリティ

(プログラム仕様書等の作成)

第17条 システム責任者又は業務主管課長は、プログラムの作成に当たっては、システム設計書に基づいてプログラム仕様書を作成するとともに、プログラムの作成後においては、プログラム説明書及び操作指示書を作成しなければならない。

(特別出力の申請)

第18条 業務主管課長は、適用業務について、特別な処理による出力資料を必要とするときは、本部長に申請するものとする。

(システム変更の申請)

第19条 業務主管課長は、適用業務のシステムを変更する必要が生じたときは、本部長に申請するものとする。

(適用業務の廃止の申請)

第20条 業務主管課長は、適用業務について電算処理の必要がなくなったときは、本部長に申請するものとする。

(運用要領の制定)

第21条 業務主管課長は、適用業務の運用要領を定めるものとする。

第4章 処理情報の利用制限等

(照会の管理)

第22条 システム総括責任者は、適用業務ごとに照会の手続を定めるとともに、適用業務の目的に応じて、照会者の範囲又は各照会者が行うことのできる照会の範囲を定めることなどにより、適用業務の目的以外の目的での不正な照会を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(不正な照会及び情報の利用等の禁止)

第23条 照会者は、適用業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。また、照会者は、照会により得た情報を適用業務の目的以外の目的で利用し、又は提供してはならない。

(処理情報の利用及び提供の制限)

第24条 処理情報は、法律の規定に基づき利用し、又は提供しなければならない場合を除き、警察の任務の遂行に必要な限度で警察部内において利用し、又は提供する場合以外の場合に利用し、又は提供してはならない。ただし、本部長において、処理情報を利用し、又は提供することについて特別の理由があると認める場合であって、当該処理情報を利用し、又は提供することにより、当該処理情報に係る本人又は第三者の権利を不当に侵害することがなく、かつ、警察の任務の遂行に支障を生ずることがないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項のただし書の場合において、運用管理者は、処理情報を提供しようとするときは、システム責任者及び業務主管課長と協議するものとする。
- 3 運用管理者は、前項の協議の結果、処理情報を提供するときは、当該処理情報に係る業務主管課長を経由して本部長の承認を受け、かつ、処理情報の提供を受ける者に使用目的、使用方法その他使用の態様に関し必要な制限を付し、又は必要な安全確保の措置を指定して行うものとする。

(利用実態の調査)

第25条 システム責任者及び業務主管課長は、警察情報管理システムの利用実態を調査し、第4条各号に掲げる基本方針に従って当該システムが運営されるよう必要な措置を講じなければならない。

第5章 不正アクセスの防止等

(不正アクセスの防止)

第26条 システム総括責任者は、電子計算機及び端末装置を操作する者に認証情報の付与並びに認証用媒体を発行するなどアクセス権限を適切に管理し、不正アクセスの防止に努めなければならない。

- 2 システム総括責任者は、適用業務ごとに、アクセス権及び各アクセス権者のアクセス範囲を定め、アクセス権者以外の者によるアクセス及びアクセス権者によるアクセス範囲を超えたアクセスを防止するために、警察情報管理システムに係るプログラム及び重要なデータへのアクセス状況を

記録してこれを点検するなどにより、不正アクセスの発見及び防止に努めなければならない。

- 3 システム総括責任者は、不正アクセスの疑いがあると認めた場合は、直ちに事実の調査を行い、不正アクセスが明らかとなつたときは、不正アクセスの防止措置を講じなければならない。
(不正アクセスの禁止)

第27条 アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。

- 2 アクセス権者は、適用業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。
(不正プログラム対策)

第28条 システム責任者は、データを破壊する等の不正機能を持つプログラムへの対策の推進を図るものとする。

第6章 警察情報管理システムの維持管理

(電子計算機の設置及び維持管理)

第29条 システム責任者は、警察情報管理システムを構成する電子計算機及びこれに附帯する電源設備等について、次の各号に掲げるところにより適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 設備の保守・点検の方法を定めること。
- (2) 設備の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。
- (3) 保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

(操作の管理)

第30条 システム責任者は、電子計算機の操作については、次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 使用計画に従って操作を行わせ、その状況を把握すること。
- (2) 操作を行う者を指定すること。
- (3) 原則として複数で操作を行わせること。

- 2 運用管理者は、使用する端末装置の状況を明らかにしておかなければならない。ただし、システム責任者が端末装置の使用状況を磁気ファイルに記録し、当該所属に通知する場合においては、この限りでない。

- 3 運用管理者は、必要に応じ、端末装置の操作状況について点検を行うものとする。

(入退室の管理)

第31条 システム責任者及び運用管理者（以下「システム責任者等」という。）は、別に定める警察情報管理システムの設置してある部屋には、次に掲げる者で、かつ、承認を与えた者以外の者を入室させてはならない。

(1) 業務上入室を必要とする警察職員

(2) 保守等に従事する者

(3) その他入室が必要で、秘密保持上支障がないと認められる者

2 システム責任者等は、入退室の状況をすべて記録するとともに、前項第2号及び第3号に掲げる者が入室するときは、職員を立ち会わせなければならない。

3 システム責任者等は、第1項の部屋に磁気を帯びた物、可燃性の危険物等の持込みを禁止するものとする。

(端末装置の管理)

第32条 運用管理者は、端末装置について次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 端末装置の操作状況並びに入力資料及び出力資料が関係者以外の者の目に触れないようすること。

(2) 端末装置の周辺に磁気を帯びた物、可燃性の危険物等を置かないこと。

(3) 部外者が端末装置の保守等を行うときは、職員を立ち会わせること。

(緊急時の体制の確保)

第33条 システム責任者は、電子計算機設備に緊急事態等が発生した場合の保守体制を確保しておかなければならぬ。

(システムドキュメント及びプログラムの取扱い)

第33条の2 システムドキュメント及びプログラムは、これを適用業務に關係のない者に不正に交付し、又はこれを遺棄し、若しくはき損してはならない。

2 システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

(取扱説明書の取扱い)

第33条の3 取扱説明書は、これを適用業務に關係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。

2 取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

第7章 事故発生時の措置

(事故発生時の措置)

第34条 システム責任者等は、警察情報管理システムに事故が発生したときは、速やかに事故の状況及び原因を調査し、復旧のための措置を講じなければならない。この場合において、事故が重大なものであるときは、本部長に報告し、その指示を受けて措置するものとする。

2 運用管理者は、個人情報の記録された物の紛失、盗難等の事故が発生したとき又は個人情報の取扱いに関して不適切事案が発生したときは、その状況を本部長に報告しなければならない。
(教養及び訓練)

第35条 運用管理者は、警察情報管理システムに係る事故発生時の措置要領を周知徹底とともに、年に1回以上訓練を実施しなければならない。

第8章 業務の委託及び外部からの要員の受入れ

(業務の委託)

第36条 業務主管課長は、適用業務のシステム開発又はデータの処理を外部に委託する必要があるときは、本部長に申請するものとする。ただし、第17条の適用業務の申請の際その旨を明らかにした場合は、この限りでない。

2 業務主管課長は、適用業務のシステム開発又はデータの処理を外部に委託することが決定されたときは、契約書に善良なる管理者の注意義務及び秘密保持事項並びに安全確保の措置を明記するものとする。

(要員の受入れ)

第37条 システム責任者又は業務主管課長は、警察情報管理システムの保守等に関し、外部から要員を受入れるときは、当該外部の責任者及び要員の双方から、秘密保持、安全確保の措置等に関する誓約書を提出させるとともに、当該要員に対し、受入れを許可する証明書を交付するものとする。

第9章 警察情報管理業務監査

(警察情報管理業務監査)

第38条 システム総括責任者は、警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため情報管理業務監査を行うものとする。

2 前項の監査の実施要領については別に定める。

第10章 補則

(補則)

第39条 この訓令の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の山梨県警察警察情報管理システムの運営に関する訓令第20条の規定により本部長の指定を受けている業務は、この訓令の施行の際にこの訓令による改正後の山梨県警察警察情報管理システムの運営に関する訓令第17条の規定により本部長の指定を受けたものとみなす。

附 則（平成16年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則（平成17年3月17日本部訓令第3号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月23日本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日本部訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月11日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。